

おまえざき 市議会だより

2025年
1.2.3月

令和7年5月発行

2月議会定例会……	2
委員会質疑………	8
一般質問………	10
委員会報告………	14

昭和46年以前の御前崎海岸

県道佐倉御前崎線（愛称サンロード）が作られるまでは広い砂浜があり、GWの潮干まつりや海水浴シーズンには駐車場として利用されていました。

写真提供：御前崎灯台を守る会

御前崎市の今むかし

現在の御前崎海岸

天竜川から供給される砂の減少や地球温暖化による海面上昇などの影響で砂浜はなくなり、陸地は護岸を兼ねた道路によって、かろうじて浸食が食い止められています。



2月議会定例会

2月議会定例会は、2月21日から32日間の会期で開催し、3月24日に閉会しました。



初日



最終日

議会の様子は「YouTube」で配信されています。

■ 2月議会定例会で審議した議案等

議案番号	件名	概要	審議結果
議案第1号	御前崎市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年12月議会における条例改正の誤りに関し、市長及び副市長の給料月額を、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの1カ月分について、100分の10に相当する額を減額するため、条例の一部を改正するもの	賛成多数で可決
議案第2号	御前崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	令和6年8月の人事院勧告に基づき、令和7年4月以降の給与に関して、給与制度の刷新を図るため、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第3号	御前崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院規則に基づき、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第4号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	「刑法等の一部を改正する法律及び一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の改正に伴い、関係する条例について、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第5号	御前崎市原子力発電所対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年4月1日からの行政組織の改編により、担当課名を変更するほか、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第6号	御前崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	公共施設予約システムの導入に伴い、公共施設利用に関する使用料の納付について、オンライン決済を可能とし、利用者の利便性向上を図るため、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第7号	御前崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条項ずれが生じたため所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第8号	御前崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	国の標準下水道条例の改正に伴い、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第9号	御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	情報ネットワークシステムを使用し、医療費助成事業の実施に必要な「医療保険給付関係情報」の提供を受けるため、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第10号	御前崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	こども基本法の規定に基づく「御前崎市こども計画」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第11号	御前崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決

議案番号	件名	概要	審議結果
議案第12号	御前崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第13号	御前崎市指定介護予防支援事業者の指定に関する必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第14号	御前崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年4月1日からの行政組織の改編により、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第15号	御前崎市景観条例の制定について	良好な景観の保全や創出等を図ることにより、地域への愛着及び誇りの醸成、地域活力や経済等に寄与することを目的として条例を制定するもの	全員一致で可決
議案第16号	御前崎市マレットゴルフコース設置及び管理条例の制定について	「高松緑の森公園」及び「おさ川ふれあい公園」におけるマレットゴルフコースの使用料金を徴収するにあたり、その根拠となる条例を制定するもの	全員一致で可決
議案第17号	御前崎市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	指定管理者の運営及び利用者の利便性を鑑み、使用料に関して条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第18号	御前崎市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	公共施設の適正な維持管理、受益者負担、類似の公共施設の公平性の観点から、施設の利用料を改定するため、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第19号	御前崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年12月に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、条例の一部を改正するもの	全員一致で可決
議案第20号	第3次御前崎市総合計画基本構想について	第3次御前崎市総合計画を策定するにあたり、目指す将来都市像、基本目標、施策の基本方針など、まちづくりに取り組むための基本的な考え方を示すもの	全員一致で可決
議案第21号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	人権擁護委員候補者に <small>かわらきき あつし</small> 河原崎 厚 氏（朝比奈地区）を推薦することについて議会が意見を付すもの（再任）	全員一致で適任と認める
議案第22号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	人権擁護委員候補者に <small>かわぐち みやこ</small> 川口 深也子 氏（白羽地区）を推薦することについて議会が意見を付すもの（新任）	全員一致で適任と認める
議案第23号	負担付きの寄附の受納について	日本コカ・コーラ株式会社から、負担付きの寄附を受けることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの	全員一致で可決

議案番号	件名	概要	審議結果
議案 第 24 号	静岡県市町総合事務組合の規約の変更について	組合の構成団体である「西豆衛生プラント組合」が、令和 7 年 4 月 1 日から名称を「西豆広域行政組合」に変更することに伴い、組合規約の一部を変更するもの	全員一致で 可決
議案 第 25 号	令和 6 年度御前崎市一般会計予算の補正（第 7 号）について	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした各種事業を迅速に実施するため、歳入歳出それぞれ 1,855 万 3 千円を増額し、総額を 176 億 4,731 万 3 千円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 26 号	令和 6 年度御前崎市一般会計予算の補正（第 8 号）について	各事業確定見込みにより、歳入歳出それぞれ 2,788 万 4 千円を増額し、総額を 176 億 7,519 万 7 千円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 27 号	令和 6 年度御前崎市国民健康保険特別会計予算の補正（第 4 号）について	各事業確定見込みにより、歳入歳出それぞれ 2,880 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34 億 6,387 万 2 千円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 28 号	令和 6 年度御前崎市後期高齢者医療保険特別会計予算の補正（第 1 号）について	事業費確定により、歳入歳出それぞれ 4,356 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 9,556 万 4 千円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 29 号	令和 7 年度御前崎市一般会計予算について	「グリーントランスフォーメーションの推進」や「将来にわたる持続可能なまちづくりの推進」など、6 つの重点施策を推進するため、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 168 億 4 千万円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 30 号	令和 7 年度御前崎市国民健康保険特別会計予算について	被保険者の減少などにより、前年度比 6 千万円減額の総額 33 億 9,700 万円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 31 号	令和 7 年度御前崎市後期高齢者医療保険特別会計予算について	被保険者の増加などにより、前年度比 6,130 万円増額の総額 5 億 1,330 万円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 32 号	令和 7 年度御前崎市介護保険特別会計予算について	介護報酬の改訂に合わせた予算とするため、前年度比 7,745 万 4 千円減額の総額 28 億 3,426 万 4 千円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 33 号	令和 7 年度御前崎市工業団地建設事業特別会計予算について	前年同額の総額 6 万円とするもの	全員一致で 可決
議案 第 34 号	令和 7 年度御前崎市水道事業会計予算について	第 3 条「収益的収入及び支出」では、収入を 11 億 816 万 2 千円、支出を 11 億 8,482 万 4 千円と定め、第 4 条「資本的収入及び支出」では、収入を 7 億 8,450 万円、支出を 9 億 7,698 万 9 千円と定めるもの	全員一致で 可決
議案 第 35 号	令和 7 年度御前崎市下水道事業会計予算について	第 3 条「収益的収入及び支出」では、収入、支出ともに 11 億 7,226 万 5 千円と定め、第 4 条「資本的収入及び支出」では、収入を 6 億 4,662 万 2 千円、支出を 7 億 6,300 万 3 千円と定めるもの	全員一致で 可決
議案 第 36 号	令和 7 年度御前崎市病院事業会計予算について	第 3 条「収益的収入及び支出」では、収入を 53 億 5,710 万 2 千円、支出を 58 億 8,203 万 2 千円と定め、第 4 条「資本的収入及び支出」では、収入を 1 億 7,736 万円、支出を 4 億 1,303 万円と定めるもの	全員一致で 可決

議案番号	件名	概要	審議結果
議案第37号	令和7年度御前崎市池新田財産区特別会計予算について	前年度比200万円増額の総額5,700万円とするもの	賛成多数で可決
議案第38号	令和7年度御前崎市池新田西財産区特別会計予算について	塩原地区の避難地整備事業により、前年度比3,250万円増額の総額4,700万円とするもの	全員一致で可決
議案第39号	令和7年度御前崎市佐倉財産区特別会計予算について	繰入金金の減額などにより、前年度比20万円増額の総額520万円とするもの	全員一致で可決
議案第40号	令和7年度御前崎市比木財産区特別会計予算について	財政調整基金250万円の積立てにより、前年度比260万円増額の総額400万円とするもの	全員一致で可決
議案第41号	令和7年度御前崎市新野財産区特別会計予算について	財政調整基金150万円の積立てにより、前年度比150万円増額の総額235万円とするもの	全員一致で可決
同意第1号	御前崎市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	公平委員会委員に 植田 明枝 氏、浅野 由記子 氏、釜下 道治 氏を任命することに同意するもの	全員一致で同意
同意第2号	御前崎市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	農業委員に、山下 智久 氏、勾坂 清貴 氏、山本 幸啓 氏、岡村 博文 氏、中嶋 譽明 氏、増田 雅巳 氏、藪田 昌也 氏、松下 俊彦 氏、多々良 麻由香 氏、福代 登子 氏を任命することに同意するもの	全員一致で同意
同意第3号	御前崎市比木財産区管理委員の選任につき議会の同意を求めることについて	比木財産区管理委員に、河原崎 勇三夫 氏、岡村 好巳 氏、田川 憲治 氏、萩原 吉信 氏、木俣 輝男 氏、中嶋 正和 氏、橋山 義男 氏を選任することに同意するもの	全員一致で同意
承認第1号	専決処分の報告及びその承認について（御前崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	令和6年12月議会で可決された条例の附則に不備があったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月16日に専決処分したことを承認するもの	賛成多数で承認
承認第2号	専決処分の報告及びその承認について（御前崎市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	令和6年12月議会で可決された条例の附則に不備があったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月16日に専決処分したことを承認するもの	賛成多数で承認
承認第3号	専決処分の報告及びその承認について（御前崎市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	令和6年12月議会で可決された条例の附則に不備があったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月16日に専決処分したことを承認するもの	賛成多数で承認
承認第4号	専決処分の報告及びその承認について（御前崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	令和6年12月議会で可決された条例の附則に不備があったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月16日に専決処分したことを承認するもの	賛成多数で承認

議案番号	件名	概要	審議結果
議案第 42 号	御前崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	非常勤消防団員等に対する損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和 7 年 2 月 21 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
議案第 43 号	令和 6 年度御前崎市介護保険特別会計予算の補正（第 3 号）について	介護給付費準備基金積立金の利子増額に伴い、歳入歳出それぞれ 1 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 6,589 万 8 千円とするもの	全員一致で可決
発議第 1 号	御前崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの	全員一致で可決
発議第 2 号	公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について	公立の義務教育諸学校における教員の働き方改革の推進を強力に支援するとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めることなどを国に要望するもの	全員一致で可決
発議第 3 号	高田和幸議員に対する問責決議について	高田和幸議員の情報発信や本会議での発言は極めて不適切であるとして、同議員に対し猛省を促すとともに、議員としての責任を強く問うもの	賛成多数で可決

◆賛否が分かれた議案

議案番号	案件・結果 (賛成=○ 反対=×)	議員名(議席順)													
		高田和幸	福田伸次	川口知幸	石川貴広	村田明彦	小田芳久	二俣秀明	櫻井勝	河原崎恵士	植田浩之	渥美昌裕	阿形昭	阿南澄男	
議案第 1 号	御前崎市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
議案第 37 号	令和 7 年度御前崎市池新田財産区特別会計予算について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	×	○
承認第 1 号	専決処分の報告及びその承認について(御前崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	可決	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
承認第 2 号	専決処分の報告及びその承認について(御前崎市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	可決	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
承認第 3 号	専決処分の報告及びその承認について(御前崎市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	可決	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
承認第 4 号	専決処分の報告及びその承認について(御前崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	可決	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
発議第 3 号	高田和幸議員に対する問責決議について	可決	除斥	×	×	×	○	×	○	○	○	○	※	○	○

※議長は採決には加われません。

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書

令和2年に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の附帯決議に基づき文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤務について一定程度の改善は見られるものの、依然として歯止めがかからない状況にあり、時間外勤務の削減や業務量の軽減など働き方改革のさらなる推進が求められる。

また、教員のそうした職場環境が影響し、平成12年度に13.3倍であった全国の教員の採用倍率は、令和5年度は3.4倍と年々低下している。

このように、教員不足が全国的な問題となる中、静岡県内においても定数未配置の学校が存在しており、教員の人材確保は喫緊の課題である。とりわけ、今後の教育界を支える志ある優れた人材を確保していく必要があり、そのためには教員の働き方改革等を進め、子供たちが教員の仕事に魅力を感じるようにする必要がある。

よって国においては、公立の義務教育諸学校の適正教員数を維持・確保していくため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援すること。
- 2 教職調整額を直ちに引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

静岡県御前崎市議会

(提出先)

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 文部科学大臣 殿

高田和幸議員に対する問責決議

市議会議員は、発言の内容や表現方法には十分な配慮が必要であり、政治倫理に基づいた行動が求められている。

高田和幸議員は、ブログで不適切な情報を発信したとして、令和7年3月6日に議長から文書による嚴重注意を受け、自ら「言葉遣いには十分気を付ける」と議会全員協議会の場で謝罪しているが、その日以降も同僚議員や市長に対して著しく配慮を欠いた情報を発信し続けている。令和7年2月21日の本会議において承認された専決処分についても、既に決定したことを個人的な見解をもって強く批判するなど議会のルールを無視した言動も一向に収まることがない。

さらに、令和7年3月6日の一般質問においては、特定の職員の能力を否定するような発言をし、当事者に精神的な苦痛を与えるとともに職場の健全な環境に少なからず悪影響を及ぼした。

また、個人の利益や政治的な目的のために市の内部情報を過剰に公開し、行政の信頼性を損なうだけでなく、組織の健全な運営に対する疑念を生じさせる結果となった。

さらに、個別の職員の行為を証拠もなく組織全体に広げて市役所を「嘘をつく組織」と非難したことは、組織全体に対して無責任かつ不当な批判を行っていることになり、倫理上、大きな問題がある。具体的な証拠を示さず組織を一括りにして批判することは、行政への不信感を煽り、市役所全体の信頼を失墜させるものである。

また、「嘘をつく組織」と表現することは、職員全体の名誉を傷つけるものであり、個別の行動や問題点に焦点を当て、組織全体を誹謗中傷するような発言は厳に慎むべきである。

本会議における高田和幸議員の一連の発言に対しては、令和7年3月19日の議会運営委員会において、高田和幸議員が令和7年3月24日の本会議において、自ら発言の取り消しを申し出るよう促すことを議長へ要請したが、議長のはたらきかけに対して、高田和幸議員から発言の取り消し申し出はなかった。

これら高田和幸議員の一連の言動は、行政並びに議会に対する市民の不信感を助長させる重大な問題であり、極めて不適切であると言わざるを得ない。御前崎市議会としては、これ以上、高田和幸議員の言動を看過することはできない。

よって、高田和幸議員に対し猛省を促すとともに、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和7年3月24日

御前崎市議会

本会議質疑



議会の様子は「YouTube」で配信されています。

高田和幸

〔議案第1号について〕P.2参照

問 この条例の上程は、ご自身の発案か

答 我々自身の発案によるものです。

問 ミスをした職員に対しては厳重注意をしたということだが、公務員の分限処分にあたるのか、口頭による注意だったのか

答 分限処分ではなく、口頭注意という形をとりました。

問 今後、同様のミスをした場合、市長や副市長だけが責任をとる考えているのか

答 今回のミスは悪意がなく、税金が使われているわけはありません。ミスの内容によりませんが、我々がとるべき責任はあると思います。大事なものは、再発防止策をしっかりとっていくことだと考えています。

〔承認第1号について〕P.5参照

問 報酬には賞与が含まれていますが。議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出する時は、あらかじめ特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする定められているが、審議会の意見は聞いたのか

答 今回の条例は、特別職報酬等審議会には諮っていません。

問 議員の報酬は職員の給与に準じているのか

答 人事院勧告に基づく給与の改定の場合は、特別職報酬等審議会にはかけていません。近隣市も同様です。

問 臨時議会開催の申出、あるいは、協議を行ったのか

答 12月27日の議会運営委員会で条例の改正方法の協議等をしていただいた結果、専決にて処分することとしました。

〔承認第2号について〕P.5参照

問 地方自治法第179条のどの部分により専決できると

判断したのか

答 第1項の「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という規定を用いています。

問 御自分の給与を自ら専決することがあってもいいの

答 2月議会に上程し、3月にいただくという選択はなかったのか

答 今回の専決は、誤りを訂正する趣旨で行っています。

問 議員や特別職らは、0.1カ月分の賞与をすぐに欲しいということはないと思うが、それでも専決処分した理由は

答 補正予算は我々の給与の支給が含まれた状態で成立しており、整合性が取れませんので、いち早く改正をし、元通りにしてから先に進める意図で行いました。

〔承認第3号について〕P.5参照

問 附則の遡及適用日の記載漏れについて、議員に個別に説明に赴き、専決の同意を求めた

答 ようだが、それは事実か

答 総務課職員が12月25日・26日の2日間をかけて、説明しました。

問 各議員に説明した内容を具体的に伺う

答 条例に伴う予算の可決及び財政措置をお認めいただいていることと、条例内容の誤り部分を早急に訂正したいという旨をお伝えしました。

問 説明を聞いた各議員の反応を伺う

答 特段の反対はありませんでした。



令和7年3月10日に委員会を開催しました。委員会での質疑は、次のとおりです。

〔議案第2号について〕P.2参照

問 12月の給与改定後、さらにベースアップが生じたのか

答 12月議会に提出した議案は、令和6年4月に遡って給与を改定するもので、今回は令和7年4月から改定するものです。

問 人事院勧告は国家公務員に対する勧告であって地方公務員に対する勧告ではない。今回の改正は、国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与が改定されるという解釈でよいか
答 そのとおりです。

議案第6号について P.2参照
問 手数料をPayPayで払えるという改正か
答 公共予約システムの導入にあたり、使用料の支払いにオンライン決済を可能とするため、条例の一部改正をお願いしました。

問 使用料や手数料を電子マネーなどで支払った場合、領収書は発行されるのか
答 発行するよう各機関と調整しています。

議案第15号について P.3参照
問 景観地区と景観計画は連動しているのか

答 景観計画の対象は市内全域となります。景観条例の中では、特に灯台周辺とあらさわぶるさと公園周辺を重点地区と定めています。

問 重点地区の届出エリアと制限の内容を市民にわかりやすく広報する必要があるのでは
答 市内全域に適用する基準と重点地域の基準は、分けて記載しており、同じ重点地域でも3段階に分けて規制をかけています。また、届出のエリアも公表していきます。

議案第16号について P.3参照
問 都市公園条例中に高松緑の森公園の指定がないが、早急に設置条例を制定すべきではないか
答 合併以降公園の設置条例の制定がなく、公園条例と都市公園条例の整備を考えています。

問 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園は、御前崎市都市公園条例の対象となるのか。対象ではない場合、この条例の制定は法的に大丈夫なのか

答 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園は、御前崎市都市公園条例の対象となるのか。対象ではない場合、この条例の制定は法的に大丈夫なのか

答 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園は、都市計画区域内ですので、都市公園です。

問 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園の料金が100円違うのは、コース数の違いによるものか
答 料金の違いは、コースの違いによるものです。

なお、議案第15号においては、都市政策課に対し、「規制のかかる区域を規則に明記するとともに、市民に分かりやすく周知するよう求める。」、議案第16号においては、管理課に対し、「都市公園条例の中に該当する公園名を明記すべく条例を早急に整備するよう求める。」との意見を付しました。

文教厚生委員会
議会の様子は「YouTube」で配信されています。

令和7年3月10日に委員会を開催しました。委員会での質疑は、次のとおりです。

議案第18号について P.3参照
問 市民プールの使用料が7月から改定されるが、学校が夏休みに入る時期であり、子ども

たちのプール利用が多くなります。説明や広報をどのように考えているのか

答 市の公式LINEや広報紙、ケーブルテレビ、ぶるでのチラシの配布を検討しており、夏休み前までにしっかりと丁寧にお知らせしていきたいと考えています。

議案第23号について P.3参照
問 この寄付金は、いわゆる企業版ふるさと納税ですが、使道は決めているのか

答 令和7年度は、森林保全事業として海岸防風林の植樹、自然環境教育事業として御前崎クエスト、地下水保全活動事業として地下水や湧き水の調査などに充て、事業を進めていきます。

なお、議案第18号においては、社会教育課に対し、「令和7年7月1日からの使用料改定に向けて、利用者に対し十分な説明を求める。」と意見を付しました。

一般質問

3月6日、4名が登壇
市政を問う



議会の様子は「YouTube」で
配信されています。

一般質問

・人材育成におけるコンプライアンスと 職場研修について



高田和幸

問 公務員は法令を遵守し、業務を遂行しなければならぬことは言うまでもありません。12月に提出された条例等には多くの誤りがあり、職員の法制能力の向上が急務の課題だと思います。知識取得の対策と専門分野での法令や技能の習得研修について伺う

答 職員の法令知識の習得は、法制執務研修にて理解・習得に努めています。また、OJTについても、係長昇格時に必須研修とし、他の職員にも実務を通じたOJTを行い、知識の向上や技能の習得を図っています。しかし、日常業務に加え限られた時間内での法令審査は困難な状況です。今後は業務量調査を通じて確保した余剰時間を有効活用していきます。

問 行政運営の基礎となる条例の理解と遵守がなければ、市民の信頼は損なわれます。すべての職員が受けられる研修のしくみを作るべきではないか

答 職員同士が教え合う姿勢も大事だと思います。人に教

えるにはそれなりの知識が必要になります。eラーニングと併用して方法を検討します。

問 コンプライアンスを徹底するための対策を考えているか

答 職員が法令執務に集中する時間を確保できる体制をとっていくのが、私の役割だと考えます。

問 管理職には法制執務研修が必要である。職階ごとに研修を積み重ね、継続性のある研修を導入できないか

答 職員が自己研鑽により知識を積み重ねることは大切だと思います。eラーニングの効果的な使い方を検討していきます。

問 自己研鑽が組織の活性化につながると思うが、そのような職場風土を作るための考えはあるか

答 職員に「挑戦」する姿勢をアピールし、新しい知識の獲得や問題意識をもって、課題を解決していくために必要なネットワークを作ることを含めて、推奨していくことが必要だと考えます。

一般質問

・(株)御前崎ケーブルテレビへの 市の関与について



阿南澄男

問 (株)御前崎ケーブルテレビは、平成12年6月、(株)浜岡ケーブルテレビとして設立され、合併の翌年度には事業エリアを市内全域に拡大し、現在に至っています。会社の筆頭株主は御前崎市であり、現在、下村市長が社長を務めています。

ケーブルテレビの事業運営に多額の税金が投入されている以上、我々議員も会社の経営状況をしっかりと監視する責務を負っていると認識しています。今後は市が会社の経営にもっと関与すべきであると考えます。(株)御前崎ケーブルテレビの現在の経営状況と今後の方向性について市長に伺います

答 平成31年に行った伝送路改修工事以降、自己資本比率は向上し、健全な経営状況にあると言えます。(株)御前崎ケーブルテレビは、開局から23年が経過しようとしています。その間、スマートフォンが普及したことで、私たちが情報を取得するツールも変化しました。そのような中、市民に

とって真に必要なサービスとそうでないものを精査し、効果的に事業を展開していきたいと考えます。

問 市の財政が逼迫している状況です。社長である市長は、伝送路の改修工事負担金契約をはじめ、市の委託内容を見直すべきです。併せて会社の経営状況について、市の監査委員がしっかりと監査するよう、市長として要求すべきと思いますが、市長の見解を伺います

答 伝送路改修工事負担金契約は、契約変更が可能な内容となっており、本年度改修工事の手直しが終了したことで、減額の変更契約を締結する予定で現在調整中です。また、経営状況につきましては、本市の監査委員が(株)御前崎ケーブルテレビの監査役を兼ねておりますので、今後もこの状況が続くように、市長として要求していききたいと思います。

※御前崎ケーブルテレビの実態を究明して、議会に報告していただくよう執行部に提案しました。

一般質問

・安心・安全なまちづくりについて
 ・透析患者の治療に対する
 しろわクリニックの活用について



小田芳久

問

政府広報によりますと、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪は後を絶たず、不安を抱く人が少なくありません。本市においても発生事例があります。安心・安全なまちづくりに向けた対策及び防犯まちづくりへの考えを伺います

答

平成22年に防犯まちづくり条例を制定し、青色防犯パトロールや青少年健全育成サポート隊の見守り活動などに関係機関が協働で取り組み、明るく犯罪のない住みよいまちづくりを推進しています。犯罪を少しでも減らすため、広報紙やSNSなどを広く活用し、注意喚起を行うことで、防犯意識の高揚を図ります。

問

お年寄りの特殊詐欺被害を防止するための本市の対応を伺います

答

周辺自治体の取組状況や、警察などの関係機関と協議の上、検討していきます。

問

悪質商法や詐欺の標的になりやすいお年寄りに向けて

問

の注意喚起など、今後の取組について伺います

答

西部管内初となる「御前崎市消費者安全確保地域協議会」を立ち上げ、介護サービス事業者や地域事業者が顔の見える関係を構築し、情報共有を強化することで、地域全体で防犯意識を高め、安心・安全なまちづくりを推進しています。

問

市内の透析患者の42%が市立御前崎総合病院で、残りの58%が市外の病院で透析治療を受けています。しろわクリニックでの透析治療を可能にし、市内の透析患者を市内で治療できる体制づくりを検討できないか

答

治療を可能にするためには、医師や専門技師、看護師等の人材確保や、透析専用のベッドや機器の整備、治療スペースの確保などの課題があります。本市としては、透析患者が市立御前崎総合病院をもっと使用していただけるような方策を優先に検討していきます。

一般質問

・歩道の「自転車通行可」標識について
 ・交差点名標識について



阿形 昭

問

塩原公民館西の交差点から市立御前崎総合病院近くの交差点までの歩道には、「自転車通行可」の標識がありません。高松地区の中学生が自転車で通行する道路で、朝夕は自動車の通行量が多いことから、中学生の安全な通学のために、自転車通行可の標識を設置すべきではないか

答

令和5年度に塩原町内会から要望書をいただき、昨年9月の予算決算審査特別委員会でも同様の意見をいただきました。警察署の所管になることから、現在、菊川警察署を通じて、静岡県警察本部に上申しております。本市といたしましても、子どもたちの安全な通学環境を確保するとともに、交通事故防止に向け、引き続き動向を見守っていききたいと考えています。

問

前述の質問で「塩原公民館西の交差点から市立御前崎総合病院近くの交差点」と言いましたが、交差点名があれば、ずば

問

り表現できません。「塩原公民館交差点から御前崎病院交差点」というような言い方ができます。令和7年度からA-Iオンデマンド交通の実証運行が始まるのに合わせ、信号のある市道交差点に交差点名標識を設置できないか

答

信号のある市道交差点は、14カ所あります。案内標識を設置する場合、道路標識設置基準という全国共通の基準があります。今後、設置基準や道路利用者の利便性等を考慮しながら検討していきたいと考えます。



市立御前崎総合病院近くの交差点



議会の様子は「YouTube」で配信されています。

一般質問

・人口減少社会における
インフラビジョンについて



植田浩之

問 インフラは、私たちの生活を支える重要な役割を果たしています。インフラの整備や維持管理は、社会にとって重要な課題です。しかし、財政規模、コストパフォーマンス、人口規模に合ったインフラの整備を進めていかなくてもなりません。

答 「挑戦」と「共創」の概念を踏まえ、今後避けられない人口減少社会に向けて10年、20年、30年後を見据えたインフラビジョン（将来像、展望、構想）を伺う

答 財政規模、人口規模に合ったインフラの整備を進めることがとても重要です。令和7年度より「リノベーションまちづくり計画」を策定し、地域の特性を生かし、市民が安心して暮らせる環境を整えることを目指していきます。

問 少子化が進む中、将来を見据えた学校の建て替えや統廃合などを準備すべきと考えます。今後の学校の在り方について伺う

答 適正規模・適正配置の検証について、統廃合を含めた

教育施設の在り方や地域活用を含めた多機能化、ICTの活用、維持管理コストの削減など持続可能な教育環境づくりに努めます。

問 人手不足により地域での環境整備活動が困難になるが、道路、橋梁、河川の維持管理対策の考えを伺う

答 道路河川愛護活動を継続的に実施できる予算の確保と、作業者の高齢化に対応するため、県のリモコン草刈機を活用して河川堤防の維持管理を行います。

問 人口減少社会に対する上下水道のコストパフォーマンス及びダウンサイジングや合併処理浄化槽への転換について伺う

答 経営戦略により、将来推計人口に基づいた長期財政計画を5年ごとに見直し、人口規模に合わせた施設の縮小などの可能性を検討します。下水道事業は、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の区域を見直し、効率的な運営を研究します。

一般質問

・市内の小中学校の学校再編について
・幼保連携型認定こども園について



川口知幸

問 市内の小中学校再編については推進委員会の設置が急務ですが、市長の考えを伺います

答 御前崎中学校を含む学校再編に関する組織の在り方は、担当部局にて検討しています。

問 小中学校再編について、9月の一般質問では市民からの意見聴取方法や組織体制などを検討すると回答をいただきましたが、進捗状況を教育長に伺います

答 令和7年度は、学校運営協議会の体制を整え、地域の方々と児童生徒の意見も取り入れながら、令和8年度に改定する御前崎市教育振興基本計画などに反映していきたいと考えています。

問 令和7年度において、教育委員会内に問題解決を図るための「学校再編推進室」を設置する考えはありますか

答 令和7年度に設置するのでなく、学校運営協議会などを通して関係者の意見を踏まえ、組織として必要と判断した場合に検討したいと考えています。

問 白羽のんのん英育園に対し、どのようなことを期待しますか

答 運営法人には、特色ある幼児教育の提供に加え、スクラム御前崎の一員として学校や地域と連携し、地域の文化や郷土を愛し、世界に通じる人を育むために御尽力いただけることを期待します。

問 白羽のんのん英育園に対し、当市はどのような関わりをしていきますか

答 地域のもつ特性を生かした教育を進めていただきたいと考えています。

問 白羽のんのん英育園を運営する社会福祉法人は、乳児教育の実績はありますが、幼児教育にどのような形で携わっていくのが、現在見えてきませんか。当市ではどのように捉えていますか

答 経験豊富な園長先生の下、全ての園児に対して適切な保育や教育に努めてくださるものと考えています。

一般質問

・市内の精神疾患に関する支援体制について
・民間からの意見聴取について



石川貴広

問 当市の精神疾患に関する医療や支援体制について伺う

答 精神的な悩みがある方の適切な治療や早期の予防につなげていけるよう、精神保健福祉士による「こころの健康相談日」を開設しています。しろうくりニックの心療内科では精神疾患に対応できる医師が複数在籍しており、初期段階で受診できる医療機関として重要な役割を担っています。

問 令和7年度に開設予定の基幹相談支援センターの役割について伺う

答 基幹相談支援センターでは、精神障がいや身体障がい、知的障がいに対応し、地域にある既存の障がい者相談所などで対応が困難な問題の相談先となり、解決に導く指導助言を行います。また、地域の相談員のスキルアップなどの後方支援を行い、福祉サービスの向上を目的とします。

問 小規模事業所におけるストレスチェックは、任意実施となっている。実施に向けたサ

ポートなどの必要性を伺う

答 国の機関などと連携して広報していくとともに、小規模事業所におけるメンタルヘルス対策について、国の動向を注視していきます。

問 民間事業者や有識者、市民の意見をどのように聴取し、事業に反映させることが効果的と考えるか伺う

答 事業の継続性や実効性を高めるためには、複数の意見聴取方法を用いた上で意見反映プロセスを明確にするとともに、市民の皆様が進捗を把握できるように、議論の内容や意見のフィードバックを広報紙やウェブサイトで公表するなど、透明性のある環境づくりが必要と考えます。

問 市が行う事業に関心を持つ人を増やすために、会議録の容易な閲覧が必要と考えるか

答 市民のご意見が埋もれないよう、過去の事業を検証する意味でも可能な限り公開していきたいと考えます。

一般質問

・農林水産業におけるGXの推進について



村田明彦

問 GX推進において、国は農業分野でも環境に配慮した手法の導入や、土壌水資源の保護などの持続可能な農業の実現や、IoTやAIを活用したスマート農業の導入を推進しています。

答 市長は施政方針の中で、「GX推進課を新設して脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいく。」と述べているが、農林水産業におけるGX推進の考えを伺う

答 国は、「みどりの食料システム戦略」に基づき、調達から生産、加工、流通、消費までの変革を推進しています。本市では、肥料を活用したリサイクル体制構築の取組や、バイオマス発電所等で発生した廃熱エネルギーを施設園芸などの暖房設備の熱源に活用できる可能性もあります。新しい取組を積極的に検討、支援し、農林水産業のCO₂の削減や、GXの推進につなげていきたいと考えます。

問 本市は、令和3年2月にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年までにCO₂排出

量を実質ゼロにすることを旨とする宣言しています。農林分野における御前崎市地球温暖化対策実行計画の取組と現状を伺う

答 具体的な取組として、地産地消の推進、海岸林の保全、森林の保護や適正管理を行っています。

問 GX推進課新設について、市長の考えを伺う

答 GXの推進は、主にGX推進課が進めていきますが、私もある程度専門的な知識をもっていますので、直接、自分での内容を把握しながら先に進めていきたいと考えています。

問 GXとは「グリーン・トランスフォーメーション」化石燃料からクリーンエネルギー中心の産業構造に移行させ、カーボンニュートラル・エネルギー安定供給・経済成長の3つを同時に実現させる取組。

IoTとは インターネット・オブ・シングス（様々な「モノ」をインターネットに接続し、情報交換することで相互に制御する仕組み）

有機JASとは 農業・化学肥料など化学物質に頼らず生産された有機食品であることを認める国家規格

カーボンニュートラルとは 温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。排出せざるを得なかった分については、同じ量を「吸収」又は「除去」することで、差し引きゼロを目指すこと

一般質問

・加速する高齢化社会に対応するための
具体的な支援策について
・健康増進施設としての「ぶるる」の
今後の在り方について



福田伸次

問 加速する高齢化社会に対応するための具体的な支援策について伺う

答 高齢者の支援事業として、乳酸菌飲料を配達して安否確認を行う「ひとり暮らし高齢者見守り事業」や、緊急時にボタンを押すことで関係機関へ通報する「緊急通報システム設置事業」があります。また、食事に関する支援策では、お弁当配達をしてくれる業者の紹介などをさせていただいています。このような高齢者を支援する事業が掲載されている「おまもり帳」という冊子を発行し、活用していただくよう周知しています。

また、令和7年度に、快適で効率的な移動手段を提供するAIオンデマンド交通の実証運行を実施します。タクシー事業者と連携し、AIにより配車やルートを最適化していく新しい移動サービスとなります。高齢者の移動手段としての視点も踏まえ、研究をしていきたいと考えます。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、今後も支援していきます。

問 健康増進施設としての「ぶるる」の今後の在り方について伺う

答 市民プールの近年の利用状況を見ますと、令和5年度の年間利用者は延べ20万人で、会員利用者のうち約4割の方が高齢者でした。プール建設の主要目的である健康増進の観点からも十分に機能し、現在行っているエアロビクスやダンス教室は非常に人気が高く、多くの高齢者の方も受講されています。今後、さらに充実した健康増進の場となるように、市内医療機関などと連携した取組について研究をしていきます。



おまもり帳 高齢者ガイド 2021年度版

意見書

議案第29号 令和7年度一般会計予算について	
環境課	ブルーカーボン事業について、広報啓発活動を強化するよう求める。
健康づくり課	東海アグシス看護専門学校へ地元生徒の進学を強く勧めるよう求める。
農林水産課	現在行われている松くい虫防除事業の効果検証を求める。
商工観光課	オートキャンプ場の利用者に迷惑を掛けないよう、速やかな営業再開を求める。

令和7年3月12日及び13日に委員会を開催し、付託された議案について関係部課長から細部にわたる内容の説明を求め、慎重に審査した結果、本委員会としては、意見を付し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

予算決算審査
特別委員会

委員報告

原子力対策

特別委員会

令和7年3月17日に委員会を開催し、経済産業省資源エネルギー庁原子力立地政策室の前田室長より第7次エネルギー基本計画の説明を以下のとおり受けました。

第7次エネルギー基本計画の概要

- 東京電力福島第一原子力発電所事故後の歩み
- 第6次エネルギー基本計画策定以降の状況変化
- エネルギー政策の基本的視線
- 2040年に向けた政策の方向性
- 省エネ・非化石転換
- 脱炭素電源の拡大と系統整備
- 次世代エネルギーの確保/供給体制
- 化石資源の確保/供給体制
- CCUS・CDR
- 重要鉱物の確保
- 電力システム改革
- 中部電力(株)より1・2号機の廃止措置の状況についての説明を以下のとおり受けました。

1・2号機の廃止措置の状況などについて

○令和6年12月より第3段階に入り商業軽水炉では国内初となる原子炉領域の解体に着手

- ・2号機の原子炉領域解体に向けて原子炉圧力容器の上蓋のボルトを取り外した。

○これまでの解体状況として

- ・1号機発電機等の解体
- ・2号機復水器上部胴の解体
- ・2号機圧力抑制プールの解体

○クリアランス物の再利用状況として

- ・一部クリアランス物を(株)木村

・一部クリアランス物を(株)木村 鋳造所にて側溝用の蓋などに加工して、発電所敷地内で再利用している。また、市制20周年を記念して「なみまる」

「ふうちゃん」の車止めに加 工して市に寄贈した。さらに クリアランス制度の理解促進 の一環として、常葉大学造形 学部と協同でオブジェを制作 し原子力館に展示している。



市立図書館前

中長期計画共創

特別委員会

令和7年3月17日に委員会を開 催し、付託された第3次御前崎市 総合計画基本構想について、総務 部企画政策課から細部にわたり内 容の説明を求め、慎重に審議した 結果、本委員会としては原案のと おり可決すべきものとして決定し ました。

また、報告事項として、第2次 御前崎市総合計画実施計画のう ち、次の7つの主要事業につい て、関係部課長から説明を受けま した。

1 ゼロカーボンシティの実現に 向けて

(市民生活部環境課)

本市の限りある財源の中で地域 課題と掛け合わせた脱炭素施策を 検討し、計画へ反映させるととも に、官民連携し新たな取組を共創・ 推進していく。

2 オンデマンド交通について

(総務部企画政策課)

市内公共交通現状及び空白地域 解消のため、自主運行バスの代替 交通として、令和7年10月からA

I オンデマンド交通を導入した実 証運行を実施し、令和9年度から の本格運行を目指す。

3 御前崎市リノベーションまち づくり計画について

(建設経済部都市政策課)

これまで実施してきたまちづく りに「住みやすい、暮らしやすい、 使いやすい」を考えたハード的ま ちづくりと、それに必要なソフト 事業を一つにまとめ、各種計画の 方向性を統一することで付加価値 を付け、将来にわたり安全・安心 な生活環境を実現するための計画 を整備する。

4 子ども家庭センターについて

(健康福祉部子ども未来課)

こども未来課の体制を強化し て、より一体的な支援を行うため、 令和7年度より設置する。

5 県と連携した農業生産基盤整 備について

(建設経済部農林水産課)

少ない担い手でも地域で農業を 継続的に行うことができるよう、 農地の利用集積、大区画化、農業 用水路の改修などの農業生産基盤 整備を行う。

6 御前崎クエストについて

(教育部社会教育課)

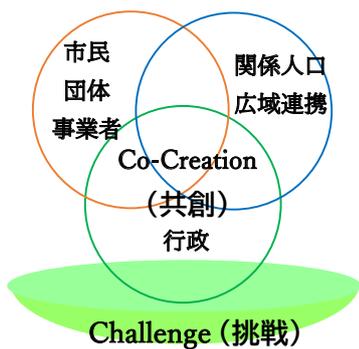
予測することが難しい自然環境 の中で、仲間とともに様々な体験 を行い、生きる力を養い、SNS やインターネットツールが多く普 及した現代だからこそホンモノの 経験を培い、これからの未来を生 き抜く力を育てることを目的に、 平成29年度から実施している。

7 サーフタウン構想について

(建設経済部商工観光課)

御前崎の資源を活かし、観光・ ライフスタイル・地域活性化を含 めた新しいビジョンを描くこと で、持続可能なまちづくりを担う 人材育成を実施していく。

御前崎市の目指すまちづくりの基本理念「挑戦」と「共創」



6月議会定例会の予定

6月議会定例会は、6月2日(月)から6月30日(月)までの29日間の会期で開催される予定です。
日程は、変更になる場合がありますので、事前に議会事務局(電話85-1115)までお問い合わせください。

- 5月22日(木) 議会運営委員会
- 6月2日(月) 本会議(議案説明)
- 12日(木) 本会議(質疑・一般質問)
- 13日(金) 本会議(一般質問)
- 17日(火) 総務経済委員会
文教厚生委員会
- 18日(水) 予算決算審査特別委員会
- 20日(金) 特別委員会
- 26日(木) 議会運営委員会
- 30日(月) 本会議(質疑・討論・採決)



御前崎市マスコットキャラクター
ふうちゃん

問い合わせ先

御前崎市議会 議会広報特別委員会(議会事務局)

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585
TEL(NTT・CATV): 0537-85-1115 / FAX: 0537-85-1139
E-mail: gikai@city.omaezaki.shizuoka.jp



御前崎市マスコットキャラクター
なみまる

議会を傍聴しませんか?

- 市議会はどなたでも傍聴することができます。傍聴席には限りがありますので、超過した場合は別室でのテレビ傍聴となります。
- 耳の間こえにくい方のためにイヤホン型の補聴支援用機器があります。(3名分)
- 事前予約は必要ありません。当日、市役所4階議会事務局へお越しください。
- 御前崎市議会傍聴規則をお守りください。

◎傍聴に来られない方も市議会の様子をご覧ください!!

本会議・常任委員会・予算決算審査特別委員会等の内容は、おまえざきケーブルテレビの市民チャンネルのデジタル122チャンネルで放映されます。放送日については、その都度、音声告知放送にてお知らせします。

また、本会議・常任委員会の内容は、インターネット動画共有サイト「YouTube」でライブ・アーカイブ配信されます。



市民の皆様の声をお寄せください

議会だより作成や編集に役立てるため、議会だよりの感想をお聞かせください。電話・FAX・郵送・Eメールで受付します。

- ◇住所・氏名・電話番号を明記してください。
- ◇お便りの返却はいたしません。

議会のひかり

3月						2月						1月																							
28	26	24	21	19	18	17	13	12	10	7	6	27	21	19	18	14	13	12	10	7	5	4	3	31	30	29	28	27	24	23	22	20	15	10	8
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
御前崎市牧之原市学校組合議会定例会 静岡県原子力発電所環境安全協議会 議会全員協議会 2月議会定例会本会議(最終日) 議会におけるコンプライアンス研修 議会運営委員会 議会定例会本会議(最終日) 原力子対策特別委員会 小笠老人ホーム施設組合議会定例会						2月議会定例会本会議(一般質問) 2月議会定例会本会議(一般質問) 総務経済委員会 文教厚生委員会 予算決算審査特別委員会 予算決算審査特別委員会 中長期計画共創特別委員会 原力子対策特別委員会						御前崎市牧之原市学校組合議会臨時会 2月議会定例会本会議(初日) 東遠学園組合議会定例会 文教厚生委員会 東遠学園組合議会定例会 静岡県大井川広域水道企業団運営協議会 議会運営委員会 静岡県大井川広域水道企業団運営協議会 予算決算審査特別委員会 議会全員協議会 政治倫理審査委員会 東遠広域施設組合議会定例会 中東遠看護専門学校組合議会定例会 東遠工業用水道企業団議会全員協議会・定例会 東遠広域施設組合議会定例会 政治倫理審査委員会 議会全員協議会 静岡市議会議員会正副会長・監事会議・定期総会 政治倫理審査委員会						中東遠地区市議会議長協議会 議会運営委員会 静岡県西部地区市議会議長協議会 議会全員協議会 政治倫理審査特別委員会 政治倫理審査委員会 議会広報特別委員会 全国原発立地議会議長会役員会・第14回原発サミット実行委員会合同会議 全国原発立地議会議長会役員会・第14回原発サミット実行委員会合同会議 政治倫理審査委員会 三遠南信地域市町村議会議長協議会総会 三遠南信・浜松湖西豊橋道路建設促進議員協議会総会 全国市議会議長会基地協議会総会 議会広報特別委員会 静岡県市議会議長会正副会長・監事会議・定期総会 政治倫理審査委員会						中東遠地区市議会議長協議会 議会運営委員会 静岡県西部地区市議会議長協議会 議会全員協議会 政治倫理審査特別委員会 政治倫理審査委員会 議会広報特別委員会 全国原発立地議会議長会役員会・第14回原発サミット実行委員会合同会議 全国原発立地議会議長会役員会・第14回原発サミット実行委員会合同会議 政治倫理審査委員会 三遠南信地域市町村議会議長協議会総会 三遠南信・浜松湖西豊橋道路建設促進議員協議会総会 全国市議会議長会基地協議会総会 議会広報特別委員会 静岡県市議会議長会正副会長・監事会議・定期総会 政治倫理審査委員会											

編集 議会広報特別委員会

委員長 植田浩之 委員 小田芳久 石川貴広 川口知幸
副委員長 村田明彦 福田伸次 高田和幸